畜　産　第　１７８６　号
令和８年（2026 年）11 月５日

関係各位

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進監

国内におけるランピースキン病の発生について

日頃より、本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

つきましては、農場への本病の侵入防止対策を徹底するため、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、特に次のことについて留意するよう、貴会構成員等へ注意喚起いただきますようお願いします。

記

・衛生管理区域及び畜舎に出入りする者、車両、物品、野生動物等を介した病原体の侵入を防止するための対策を行うこと。
・害虫の駆除を行うこと。
・家畜の導入を検討する場合は、導出地域における家畜の伝染性疾病発生状況を把握し、導入家畜が伝染性疾病に感染しているリスクを勘案した上で導入の適否を判断すること。
・道外から家畜の導入を予定する場合は、輸移入家畜の着地検査実施要領（平成３年７月１日付け酪畜第 655 号農政部長通知）に基づきあらかじめ家畜保健衛生所に届け出ること。
・他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。
・導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
・毎日、飼養する家畜の健康観察を行い、家畜に異状が確認された場合は直ちに獣医師の診療を受けること。

連絡先
生産振興局畜産振興課主査(防疫)
電話:011-204-5441(ダイヤルイン)
電話:011-231-4111(内線 27-783)
E-mail：sakakibara.shinichi@pref.hokkaido.lg.jp